

令和 3 年 6 月
浜田市議会定例会議議案

令和 3 年 6 月 18 日

令和 3 年 6 月浜田市議会定例会議付議事件

議 案

- 議案第 52 号 浜田市固定資産評価審査委員会条例及び浜田市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 53 号 浜田市個人情報保護条例及び浜田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 54 号 浜田市職員の特殊勤務手当に関する条例及び浜田市外来検査センター条例の一部を改正する条例について
- 議案第 55 号 浜田市乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 議案第 56 号 浜田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 57 号 浜田市病児・病後児保育室条例の制定について
- 議案第 58 号 浜田市高齢者生活支援事業の手数料の徴収に関する条例を廃止する条例について
- 議案第 59 号 浜田市火入れに関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 60 号 市道路線の廃止について（今福 82 号線）
- 議案第 61 号 市道路線の認定について（浜田 566 号線外）
- 議案第 62 号 令和 3 年度浜田市一般会計補正予算（第 4 号）

報 告

- 報告第 2 号 専決処分の報告について（浜田市税条例等の一部を改正する条例）
- 報告第 3 号 専決処分の報告について（令和 2 年度浜田市一般会計補正予算（第 13 号））
- 報告第 4 号 専決処分の報告について（浜田市高速情報通信基盤整備工事の変更契約）
- 報告第 5 号 専決処分の報告について（事故の損害賠償の額の決定）
- 報告第 6 号 令和 2 年度浜田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第 7 号 令和 2 年度浜田市農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第 8 号 令和 2 年度浜田市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 報告第 9 号 放棄した市の私債権の報告について
- 報告第 10 号 放棄した市の私債権の報告について

議案第 52 号

浜田市固定資産評価審査委員会条例及び浜田市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例について

浜田市固定資産評価審査委員会条例及び浜田市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 6 月 18 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市固定資産評価審査委員会条例及び浜田市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

(浜田市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第1条 浜田市固定資産評価審査委員会条例(平成17年浜田市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第4条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第7条第3項各号列記以外の部分中「記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない」を「記載しなければならない」に改め、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 意見を聴いた委員及び調書を作成した書記の氏名

第8条第5項中「記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない」を「記載しなければならない」に改め、同条第8項各号列記以外の部分中「記載し、審理を行った委員及び調書を作成した書記が、これに署名押印しなければならない」を「記載しなければならない」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 審理を行った委員及び調書を作成した書記の氏名

第9条第2項各号列記以外の部分中「記載し、調査を行った委員及び調書を作成した書記が、これに署名押印しなければならない」を「記載しなければならない」に改め、同項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 調査を行った委員及び調書を作成した書記の氏名

第10条第2項各号列記以外の部分中「記載し、議事に関与した委員及び調書を作成した書記が、これに署名押印しなければならない」を「記載しなければならない」に改め、同項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 議事に関与した委員及び調書を作成した書記の氏名

(浜田市職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第2条 浜田市職員の服務の宣誓に関する条例(平成17年浜田市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第2条中「任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、様式第1号又は様式第2号による宣誓書に署名して」を「宣誓書(様式第1号又は様式第2号)を任命権者に提出して」に改め、同条に次の1項を

加える。

- 2 地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員の服務の宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

様式第 1 号及び様式第 2 号中「㊟」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 53 号

浜田市個人情報保護条例及び浜田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

浜田市個人情報保護条例及び浜田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 6 月 18 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市個人情報保護条例及び浜田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

(浜田市個人情報保護条例の一部改正)

第 1 条 浜田市個人情報保護条例（平成 17 年浜田市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 34 条第 2 号中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第 19 条第 7 号」を「第 19 条第 8 号」に、「同条第 8 号」を「同条第 9 号」に改める。

(浜田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第 2 条 浜田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年浜田市条例第 51 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条及び第 5 条第 1 項中「第 19 条第 10 号」を「第 19 条第 11 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

議案第 54 号

浜田市職員の特殊勤務手当に関する条例及び浜田市外来検査センター
条例の一部を改正する条例について

浜田市職員の特殊勤務手当に関する条例及び浜田市外来検査センター条
例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 6 月 18 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市職員の特殊勤務手当に関する条例及び浜田市外来検査センター
条例の一部を改正する条例

(浜田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第 1 条 浜田市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 17 年浜田市条例第 59 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項中「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和 2 年政令第 11 号）第 1 条に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

(浜田市外来検査センター条例の一部改正)

第 2 条 浜田市外来検査センター条例（令和 2 年浜田市条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和 2 年政令第 11 号）第 1 条に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 55 号

浜田市乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例について

浜田市乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 6 月 18 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例

浜田市乳幼児等医療費助成条例（平成 17 年浜田市条例第 127 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「保険証」を「保険証等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 56 号

浜田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を
改正する条例について

浜田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改
正する条例を次のように定める。

令和 3 年 6 月 18 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

浜田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年浜田市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 50 条」を「第 50 条・第 51 条」に改める。

第 7 条第 1 項各号列記以外の部分中「第 3 号において」を「以下この条において」に改め、同項第 3 号中「この号」の次に「及び第 4 項第 1 号」を加え、同条第 5 項中「行う者」を「行う施設」に改める。

第 50 条を第 51 条とし、第 6 章中同条の前に次の 1 条を加える。

（電磁的記録）

第 50 条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 57 号

浜田市病児・病後児保育室条例の制定について

浜田市病児・病後児保育室条例を次のように定める。

令和 3 年 6 月 18 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市病児・病後児保育室条例

（目的及び設置）

第1条 病児及び病後児を一時的に保育することにより、保護者の子育てと就労との両立を支援するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、浜田市病児・病後児保育室（以下「病児・病後児保育室」という。）を浜田市田町757番地3に設置する。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童等 乳児、幼児及び児童をいう。
- (2) 病児 当面症状の急変は認められないが病気の回復期に至っていないことから、集団で保育又は教育を受けることが困難な児童等をいう。
- (3) 病後児 病気の回復期にあることから、集団で保育又は教育を受けることが困難な児童等をいう。

（事業）

第3条 病児・病後児保育室は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 病児及び病後児を一時的に保育する事業
- (2) その他病児・病後児保育室の設置の目的を達成するために必要な事業（管理）

第4条 病児・病後児保育室の管理は、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

（指定管理者が行う業務）

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条各号に掲げる事業に関する業務
- (2) 病児・病後児保育室の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、病児・病後児保育室の運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

（開館時間）

第6条 病児・病後児保育室の開館時間は、午前8時から午後6時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

（休館日）

第7条 病児・病後児保育室の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、

指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
 - (3) 8 月 13 日から 8 月 16 日まで
 - (4) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで
- （利用対象者の要件）

第 8 条 病児・病後児保育室を利用することができる者は、次に掲げる要件を満たす病児及び病後児とする。ただし、第 1 号及び第 2 号に規定する要件については、指定管理者がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 市内に住所を有すること。
- (2) 生後 8 週に達する日から小学校の第 6 学年までの間にあること。
- (3) 保護者の勤務の都合、疾病、出産その他やむを得ない理由により家庭で保育を受けることが困難であること。

（利用登録）

第 9 条 前条第 1 号及び第 2 号に規定する要件を満たす児童等の保護者であって、病児・病後児保育室の利用を希望するものは、当該児童等について、利用する年度ごとに、あらかじめ指定管理者の登録を受けなければならない。

（利用許可）

第 10 条 前条の規定により児童等の登録を受けた保護者は、当該児童等に病児・病後児保育室を利用させようとするときは、あらかじめ当該児童等の健康状態等に係る医師の意見を聴いて、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、病児・病後児保育室の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

（利用の制限）

第 11 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消すことができる。

- (1) 前条第 1 項の規定により利用の許可を受けた児童等（以下「利用児童等」という。）の健康状態等が変化し、病児・病後児保育室における対応が困難であると認められるとき。
- (2) 利用児童等が第 8 条に規定する要件を満たさなくなったとき。

(3) その他利用児童等の状況により病児・病後児保育室の利用が困難であると認められるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、病児・病後児保育室の管理上特に必要と認められるとき。

2 前項の規定により許可した事項を変更し、又は許可を取り消した場合において、利用児童等及びその保護者に損害が生じても、指定管理者はその賠償の責めを負わないものとする。ただし、同項第4号に該当する場合は、この限りでない。

(利用料金)

第12条 利用料金は、利用児童等1人につき、1日当たり1,000円の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

2 利用児童等の保護者は、指定管理者に利用料金を前納しなければならない。ただし、指定管理者が後納を認めるときは、この限りでない。

(利用料金の収入)

第13条 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。

(利用料金の減免)

第14条 指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第15条 既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、利用児童等の保護者の責めに帰さない理由その他指定管理者が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償等の義務)

第16条 利用児童等の保護者は、当該利用児童等が病児・病後児保育室の施設、設備又は器具を汚損し、損傷し、滅失し、又は紛失したときは、直ちにその旨を指定管理者に届出をし、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(準備行為)

2 第4条の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要なその他の行

為並びにこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る許可その他病児・病後児保育室の運営に関し必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

（浜田市病後児保育室条例の廃止）

- 3 浜田市病後児保育室条例（平成 30 年浜田市条例第 26 号）は、廃止する。

（経過措置）

- 4 施行日の前日までに、前項の規定による廃止前の浜田市病後児保育室条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 5 第 12 条から第 15 条までの規定は、施行日以後の利用に係る利用料金について適用する。

議案第 58 号

浜田市高齢者生活支援事業の手数料の徴収に関する条例を廃止する条例について

浜田市高齢者生活支援事業の手数料の徴収に関する条例を廃止する条例を次のように定める。

令和 3 年 6 月 18 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市高齢者生活支援事業の手数料の徴収に関する条例を廃止する条例

浜田市高齢者生活支援事業の手数料の徴収に関する条例（平成 18 年浜田市条例第 26 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 59 号

浜田市火入れに関する条例の一部を改正する条例について

浜田市火入れに関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 6 月 18 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市火入れに関する条例の一部を改正する条例

浜田市火入れに関する条例（平成 17 年浜田市条例第 197 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号中「㊟」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 60 号

市道路線の廃止について

次のとおり市道の路線を廃止することについて、道路法第 10 条第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 6 月 18 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

市道廃止路線

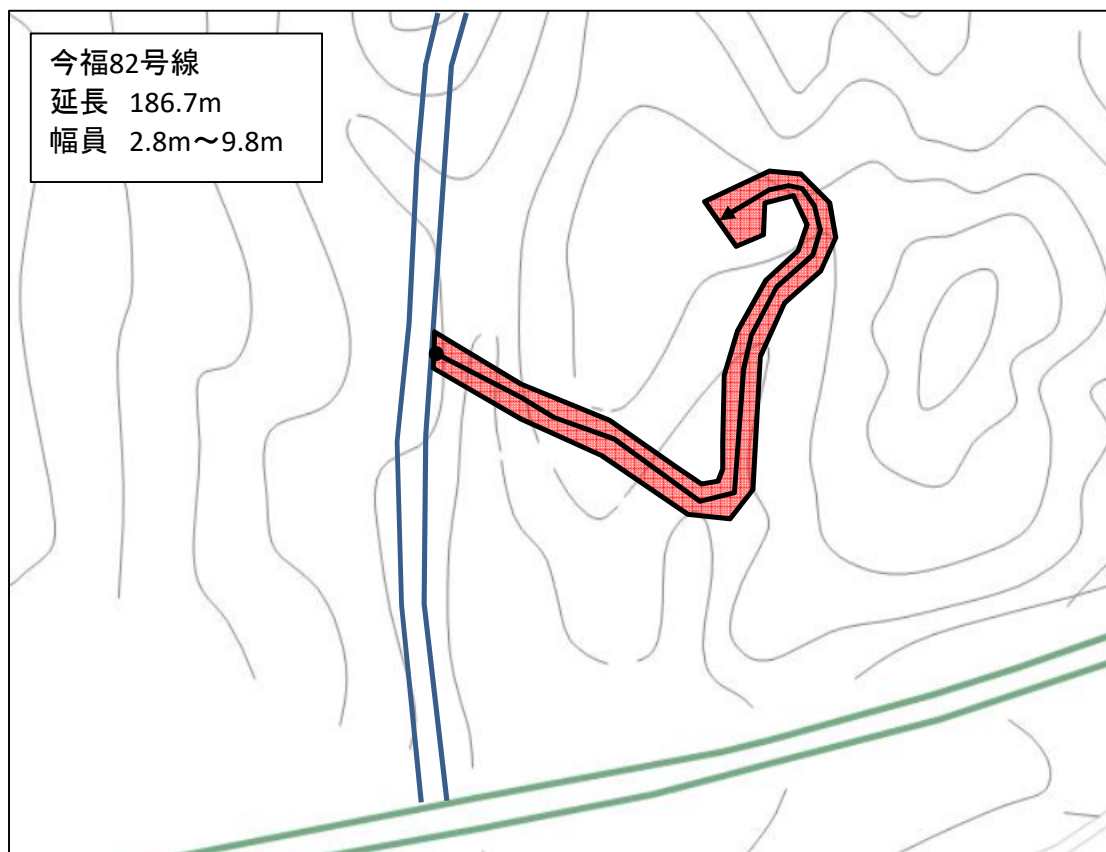
[illegible]

廃止

位置図



詳細図



議案第 61 号

市道路線の認定について

次のとおり市道の路線を認定することについて、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 6 月 18 日 提出

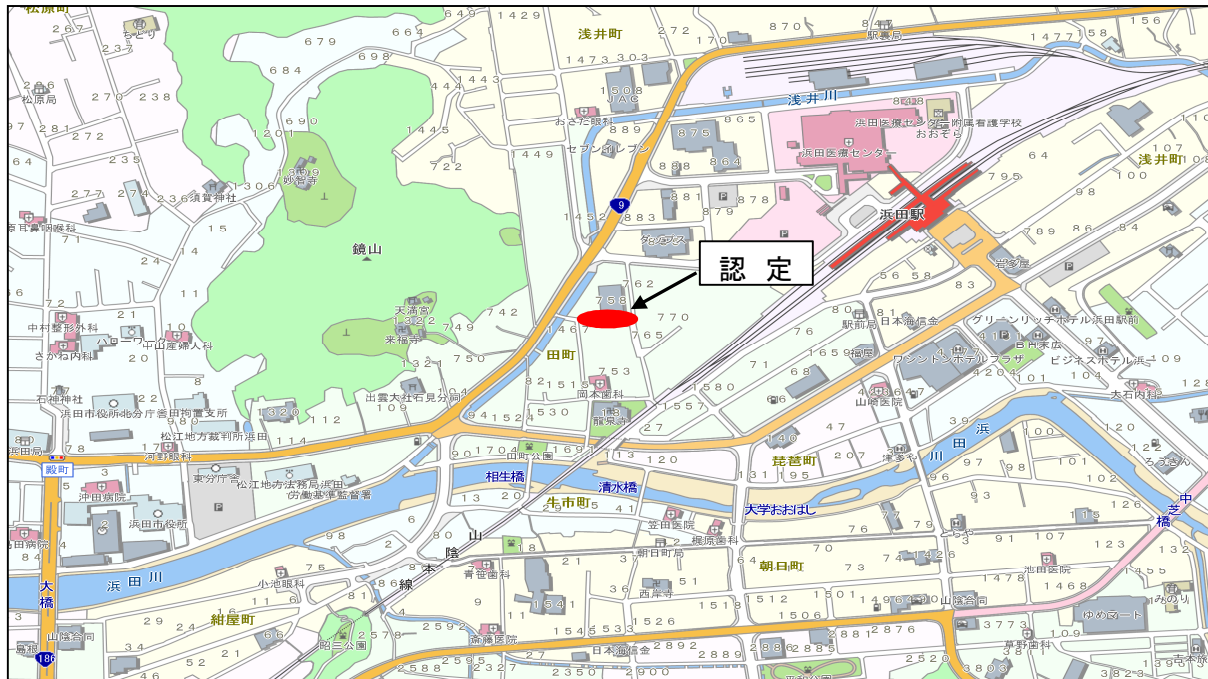
浜田市長 久保田 章 市

市道認定路線

路線番号	路 線 名	起 点	延 長	敷 地 の 最大幅員	敷 地 の 最小幅員
		終 点			
03-3-566	浜田566号線	田町1469番地先	61.4 m	5.3 m	4.3 m
		田町764番5地先			
42-3-082	今福82号線	金城町今福1458番6地先	170.4 m	7.5 m	2.8 m
		金城町今福1458番2地先			
		以下余白	m	m	m
			m	m	m
			m	m	m
			m	m	m
			m	m	m
			m	m	m
			m	m	m
			m	m	m
			m	m	m

認定

位置図



詳細図

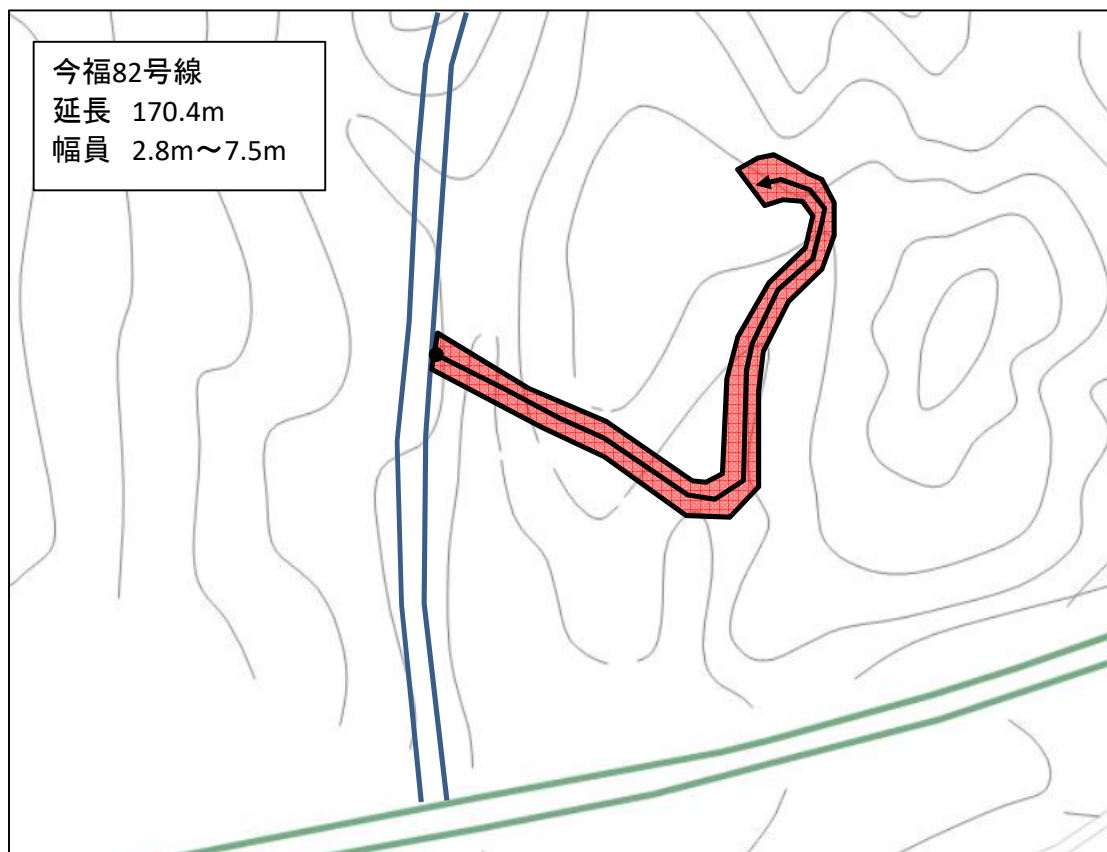


認定

位置図



詳細図



令和 3 年度

浜田市一般会計補正予算 (第 4 号)

令和 3 年度 浜田市一般会計補正予算（第 4 号）

令和 3 年度浜田市の一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 125,690 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 38,378,021 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加及び変更は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 3 年 6 月 18 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 使用料及び手数料		613,396	△30	613,366
	1 使用料	434,505	△30	434,475
15 国庫支出金		5,246,854	467,300	5,714,154
	2 国庫補助金	1,428,521	467,300	1,895,821
16 県支出金		2,639,053	8,835	2,647,888
	2 県補助金	833,913	8,835	842,748
19 繰入金		3,790,011	△377,940	3,412,071
	1 基金繰入金	3,790,011	△377,940	3,412,071
21 諸収入		945,147	1,525	946,672
	4 受託事業収入	249,987	1,525	251,512
22 市債		3,228,900	26,000	3,254,900
	1 市債	3,228,900	26,000	3,254,900
歳入合計		38,252,331	125,690	38,378,021

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総 務 費		5,592,334	0	5,592,334
	1 総 務 管 理 費	4,891,008	0	4,891,008
3 民 生 費		11,752,523	70,579	11,823,102
	1 社 会 福 祉 費	6,558,436	0	6,558,436
	2 児 童 福 祉 費	4,346,024	67,511	4,413,535
	3 生 活 保 護 費	848,062	3,068	851,130
4 衛 生 費		3,291,144	0	3,291,144
	1 保 健 衛 生 費	2,037,752	0	2,037,752
6 農 林 水 産 業 費		2,850,877	53,886	2,904,763
	1 農 業 費	1,398,800	0	1,398,800
	3 水 産 業 費	1,220,948	53,886	1,274,834
7 商 工 費		1,375,133	0	1,375,133
	1 商 工 費	1,375,133	0	1,375,133
8 土 木 費		2,644,463	1,525	2,645,988
	1 土 木 管 理 費	716,301	1,525	717,826
9 消 防 費		1,286,823	0	1,286,823
	1 消 防 費	1,286,823	0	1,286,823
10 教 育 費		2,772,560	△ 300	2,772,260
	1 教 育 総 務 費	897,307	0	897,307
	4 幼 稚 園 費	320,818	△ 300	320,518
	5 社 会 教 育 費	621,125	0	621,125
歳 出 合 計		38,252,331	125,690	38,378,021

第 2 表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
金城高齢者生活福祉センター管理運営費	令和4年度から令和8年度まで	千円 73,513
病児・病後児保育室管理運営費	令和4年度から令和6年度まで	46,798
羽田発着枠政策コンテストに係る 萩・石見空港利用拡大促進 協議会に対する損失補償	令和4年度から令和5年度まで	萩・石見空港利用拡大促進協議会 が全日本空輸株式会社に対し、東 京路線における収支不足額21,300 千円の費用負担に係る損失補償

(変更)

事 項	補 正 前 限 度 額	補 正 後 限 度 額
サンマリン浜田管理運営費	千円 32,430	千円 39,925
サン・ビレッジ浜田管理運営費	74,450	88,475

第 3 表 地方債補正

(変更)

起 債 の 目 的	補 正 前 限 度 額	補 正 後 限 度 額
水 産 施 設 整 備 事 業	千円 423,700	千円 449,700

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
14 使用料及び手数料	613,396	△30	613,366
15 国庫支出金	5,246,854	467,300	5,714,154
16 県支出金	2,639,053	8,835	2,647,888
19 繰入金	3,790,011	△377,940	3,412,071
21 諸収入	945,147	1,525	946,672
22 市債	3,228,900	26,000	3,254,900
歳入合計	38,252,331	125,690	38,378,021

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2総 務 費	5,592,334	0	5,592,334	4,345			△4,345
3民 生 費	11,752,523	70,579	11,823,102	77,155		△30	△6,546
4衛 生 費	3,291,144	0	3,291,144	4,780			△4,780
6農 林 水 産 業 費	2,850,877	53,886	2,904,763	20,700	26,000	15,300	△8,114
7商 工 費	1,375,133	0	1,375,133	364,223			△364,223
8土 木 費	2,644,463	1,525	2,645,988			1,525	
9消 防 費	1,286,823	0	1,286,823	566			△566
10教 育 費	2,772,560	△300	2,772,260	4,366			△4,666
歳 出 合 計	38,252,331	125,690	38,378,021	476,135	26,000	16,795	△393,240

2 歳 入

14 使用料及び手数料 (1 使用料)

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
14 使用料及び手数料	613,396	△30	613,366
1 使用料	434,505	△30	434,475
2 民生使用料	145	△30	115
15 国庫支出金	5,246,854	467,300	5,714,154
2 国庫補助金	1,428,521	467,300	1,895,821
1 総務費国庫補助金	66,363	420,015	486,378
2 民生費国庫補助金	209,390	48,185	257,575
6 教育費国庫補助金	8,280	△900	7,380
16 県支出金	2,639,053	8,835	2,647,888
2 県補助金	833,913	8,835	842,748
2 民生費県補助金	272,232	8,835	281,067
19 繰入金	3,790,011	△377,940	3,412,071
1 基金繰入金	3,790,011	△377,940	3,412,071
1 財政調整基金繰入金	1,676,439	△393,240	1,283,199
6 ふるさと応援基金繰入金	478,824	15,300	494,124
21 諸収入	945,147	1,525	946,672

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 児 童 福 祉 使 用 料	△30	病後児保育室使用料 △30
1 総 務 管 理 費 補 助 金	420,015	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 420,015
2 児 童 福 祉 費 補 助 金	48,185	子ども・子育て支援交付金 6,535 保育対策総合支援事業費 △7,250 子育て世帯生活支援特別給付金給付費 45,000 子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費 3,900
3 学 校 施 設 整 備 費 補 助 金	△900	教育支援体制整備事業費 △900
1 社 会 福 祉 費 補 助 金	2,300	新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 2,300
2 児 童 福 祉 費 補 助 金	6,535	子ども・子育て支援交付金 6,535
1 財 政 調 整 基 金 繰 入 金	△393,240	財政調整基金繰入金 △393,240
1 ふ る さ と 応 援 基 金 繰 入 金	15,300	ふるさと応援基金繰入金 15,300

21 諸 収 入 (4 受託事業収入)

[illegible]

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
4 土 木 管 理 費 受 託 事 業 収 入	1, 525	益田種三隅線用地取得事業費 1, 525
3 水 産 業 債	26, 000	地場産業振興施設整備事業費 26, 000

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 総 務 費	5,592,334	0	5,592,334	4,345			△4,345
1 総務管理費	4,891,008	0	4,891,008	4,345			△4,345
7 企 画 費	1,833,521	0	1,833,521	3,750			△3,750
8 まちづくりセンター費	475,722	0	475,722	595			△595

2 総 務 費 （ 1 総務管理費）

（単位：千円）

節		説 明
区 分	金 額	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 民 生 費	11,752,523	70,579	11,823,102	77,155		△30	△6,546
1 社会福祉費	6,558,436	0	6,558,436	1,693			△1,693
4 老人福祉費	1,858,489	0	1,858,489	1,693			△1,693

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 児童福祉費	4,346,024	67,511	4,413,535	72,003		△30	△4,462
1 児童福祉総務費	1,016,826	61,100	1,077,926	65,913			△4,813
2 児童措置費	3,309,110	6,411	3,315,521	6,090		△30	351

3 民 生 費 （ 2 児童福祉費）

（単位：千円）

節		説 明
区 分	金 額	
10 需用費	11,267	1 新型コロナウイルス感染症対策事業（児童福祉総務費・国補正分） 12,200 2 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業 48,900
11 役務費	253	
12 委託料	3,080	
18 負担金補助及び交付金	1,500	
19 扶助費	45,000	
1 報酬	△2,125	1 特別保育事業 △1,000 2 病後児保育室運営事業 961 3 新型コロナウイルス感染症対策事業（児童措置費・国補正分） 6,450
4 共済費	△304	
8 旅費	△110	
10 需用費	△112	
11 役務費	△72	
12 委託料	4,036	
13 使用料及び賃借料	△39	
18 負担金補助及び交付金	5,137	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 生活保護費	848,062	3,068	851,130	3,459			△391
1 生活保護総務費	97,430	3,068	100,498	3,459			△391

3 民 生 費 （ 3 生活保護費）

（単位：千円）

節		説 明
区 分	金 額	
12 委託料	3,068	1 生活困窮者自立促進支援事業 3,068

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
4 衛 生 費	3,291,144	0	3,291,144	4,780			△4,780
1 保健衛生費	2,037,752	0	2,037,752	4,780			△4,780
1 保健衛生総務費	492,871	0	492,871	4,280			△4,280
4 環境衛生費	626,776	0	626,776	500			△500

4 衛 生 費 （ 1 保健衛生費）

（単位：千円）

節		説 明
区 分	金 額	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
6 農林水産業費	2,850,877	53,886	2,904,763	20,700	26,000	15,300	△8,114
1 農 業 費	1,398,800	0	1,398,800	4,000			△4,000
2 農業総務費	248,247	0	248,247	4,000			△4,000

6 農林水産業費（1 農業費）

（単位：千円）

節		説明
区 分	金 額	

[illegible]

6 農林水産業費（3 水産業費）

（単位：千円）

節		説明
区	分 金 額	
10 需用費	590	1 山陰浜田港公設市場整備事業 26,077 2 山陰浜田港公設市場管理運営費 12,509 3 浜田漁港水揚高確保緊急対策事業 15,300
11 役務費	131	
12 委託料	1,488	
14 工事請負費	25,877	
18 負担金補助及び交付金	15,300	
21 補償補填及び賠償金	10,500	

7 商 工 費 (1 商 工 費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	

8 土 木 費 (1 土木管理費)

(単位：千円)

節		説	明
区	分		
12 委託料	767	1 土木総務事務費	1,525
16 公有財産購入費	758		

[illegible]

9 消 防 費 (1 消 防 費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
10 教 育 費	2, 772, 560	△300	2, 772, 260	4, 366			△4, 666
1 教育総務費	897, 307	0	897, 307	4, 385			△4, 385
2 事務局費	698, 394	0	698, 394	4, 385			△4, 385

10 教 育 費 （ 1 教育総務費）

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	

[illegible]

10 教 育 費 （ 4 幼稚園費）

（単位：千円）

節		説 明
区 分	金 額	
10 需用費	600	1 新型コロナウイルス感染症対策事業（幼稚園費） △300
17 備品購入費	△900	

[illegible]

10 教育費 (5 社会教育費)

(単位：千円)

節		説明
区	分 金 額	

補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

1 一般職

(1) 総 括

区 分	職 員 数	給 与 費			
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計
補 正 後	(791) 599 人	897,818 千円	2,330,151 千円	1,897,554 千円	5,125,523 千円
補 正 前	(792) 599	899,943	2,330,151	1,897,554	5,127,648
比 較	(△1)	△2,125			△2,125
区 分	共 済 費	合 計	備 考		
補 正 後	918,872 千円	6,044,395 千円			
補 正 前	919,176	6,046,824			
比 較	△304	△2,429			

注 ()は短時間勤務の職員数 (外数)

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数	給 与 費			
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計
補 正 後	(34) 573 人	千円	2,320,565 千円	1,738,216 千円	4,058,781 千円
補 正 前	(34) 573		2,320,565	1,738,216	4,058,781
比 較					
区 分	共 済 費	合 計	備 考		
補 正 後	779,631 千円	4,838,412 千円			
補 正 前	779,631	4,838,412			
比 較					

注 ()は短時間勤務の職員数 (外数)

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数	給 与 費			
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計
補 正 後	(757) 26 人	897,818 千円	9,586 千円	159,338 千円	1,066,742 千円
補 正 前	(758) 26	899,943	9,586	159,338	1,068,867
比 較	(△1)	△2,125			△2,125
区 分	共 済 費	合 計	備 考		
補 正 後	139,241 千円	1,205,983 千円			
補 正 前	139,545	1,208,412			
比 較	△304	△2,429			

注 ()は短時間勤務の職員数 (外数)

職員手当の 比 較	区 分	管 理 職 手 当	初任給調整手当	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当
	補正後	45,346 ^{千円}	^{千円}	86,136 ^{千円}	749 ^{千円}	38,937 ^{千円}
	補正前	45,346		86,136	749	38,937
	比 較					
	区 分	通 勤 手 当	単身赴任手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	夜間勤務手当
	補正後	46,529 ^{千円}	456 ^{千円}	3,806 ^{千円}	150,777 ^{千円}	16,814 ^{千円}
	補正前	46,529	456	3,806	150,777	16,814
	比 較					
	区 分	宿 日 直 手 当	管理職員特別勤務手当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	災害派遣手当
	補正後	45 ^{千円}	1,576 ^{千円}	691,083 ^{千円}	396,612 ^{千円}	^{千円}
	補正前	45	1,576	691,083	396,612	
	比 較					
比 較	区 分	退職手当組合負担金	退職手当組合 加入特別負担金	退職手当組合 特 別 負 担 金		
	補正後	380,824 ^{千円}	^{千円}	37,864 ^{千円}		
	補正前	380,824		37,864		
	比 較					

債 務 負 担 行 為 に 関 す る 調 書

事 項	限 度 額	前年度末までの支出見込額		当該年度 支出見込額	明年度以降の支出予定額		左の財源内訳	
		期 間	金 額		期 間	金 額	特定財源	一般財源
〔 既決分 〕	千円 7,840,855		千円 1,290,813	千円 2,352,118		千円 4,197,924	千円 1,615,065	千円 2,582,859
金 城 高 齢 者 生 活 福 祉 セ ン タ ー 管 理 運 営 費	73,513	令和4年度から			令和8年度まで	73,513		73,513
病 児 ・ 病 後 児 保 育 室 管 理 運 営 費	46,798	令和4年度から			令和6年度まで	46,798	18,078	28,720
サ ン マ リ ン 浜 田 管 理 運 営 費	7,495	令和4年度から			令和8年度まで	7,495		7,495
サ ン ・ ビ レ ッ ジ 浜 田 管 理 運 営 費	14,025	令和4年度から			令和8年度まで	14,025		14,025
計	7,982,686		1,290,813	2,352,118		4,339,755	1,633,143	2,706,612
羽田発着枠政策コンテストに係る萩・石見空港利用拡大促進協議会に対する損失補償	萩・石見空港利用拡大促進協議会が全日本空輸株式会社に対し、東京路線における収支不足額21,300千円の費用負担に係る損失補償	令和4年度から			令和5年度まで	限度額 と同額		限度額 と同額

地 方 債 に 関 す る 調 書

区 分		前 年 度 末 現 在 高 見 込 額	当該年度中増減見込額		当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額
			起 債 見 込 額	償 還 見 込 額	
過 疎 対 策 事 業 債	補 正 前 の 額	千円 14,874,185	千円 1,441,700	千円 1,884,170	千円 14,431,715
	補 正 額		26,000		26,000
	補 正 後 の 額	14,874,185	1,467,700	1,884,170	14,457,715
計	補 正 前 の 額	50,272,265	3,228,900	6,012,729	47,488,436
	補 正 額		26,000		26,000
	補 正 後 の 額	50,272,265	3,254,900	6,012,729	47,514,436